

商品売買契約約款

第1条（適用）

本約款は、お客様が、株式会社フォレスト・ワン（以下「当社」といいます。）に対し、当社所定の注文書を交付し、当社がお客様に注文請書を交付することにより、当社とお客様との間で、次条に定める本商品にかかる売買契約（以下「本契約」といいます。）が成立した場合に適用されるものとします。お客様は、本約款の適用に同意した上で、当社に対し、注文書を交付するものとします。

第2条（売買商品）

当社は、注文書記載の価格にて注文書記載の商品（以下、商品又は各商品を「本商品」と呼称又は総称します。）を、注文書記載の数量につき売り渡し、お客様は、これを買います。

第3条（納入）

当社は、注文書記載の納入日及び納入場所において、本商品を納付するものとし、お客様は、当社に対し、その場で納品書を交付し又は当社の指定する納品書に署名押印（以下「交付等」といいます。）するものとします。当社は、納入に際し、お客様に対し、仕様書又は取扱説明書等を用いて、本商品の仕様、機能その他の品質並びに使用方法等を説明するものとします。納品書の交付等をもって、本商品の引渡しが完了したものとします。

第4条（所有権及び危険負担の移転）

1. 本商品の所有権は、本商品の代金全額の支払が完了した時をもって当社からお客様に移転するものとします。お客様は、代金全額の支払の完了前においても、前条に定める引渡しを受けた場合には、本商品を使用することができますが、お客様が代金の全部又は一部の支払を遅滞する等し、当社が本契約を解除した場合には、お客様は、当社に対し、第9条第4項に基づき、使用利益その他当社に生じた損害を賠償しなければならないものとします。
2. 本商品の危険負担は、前条に定める引渡し完了した時をもって当社からお客様に移転するものとします。

第5条（代金の支払い）

1. 当社は、お客様に対し、本商品の代金にかかる請求書を交付するものとします。お客様は、請求書の発行日の翌日から起算して30日間以内に、当社に対し、本商品の代金を、当社が指定する金融機関口座宛に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
2. 前項の請求書は、原則として、第3条の規定に従い引渡し完了後に、当社からお客様に交付されるものとします。ただし、当社は、お客様に対し、本商品の代金の全部又は一部の前払いを求めることができるものとし、この場合、前項の請求書（本商品の代金の一部弁済に関する請求書を含みます。）は、本商品の引渡しの前に交付されるものとします。

3. 前項ただし書の場合、第1項の規定に関わらず、請求書に記載の支払日を支払期日とするものとし、当該支払期日までに当該代金の支払いがなされないときは、当社は第3条に基づく本商品の納付を行う義務を負わないものとします。

第6条（遅延損害金）

お客様は、前条に定める本商品の代金支払債務を含め、本契約上の金銭債務の弁済を遅滞したときは、当社に対し、遅滞した日の翌日から弁済済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第7条（連帯保証及び担保の提供）

お客様は、本商品の代金の支払い及び当該代金債務の未払いの場合に生じる損害賠償債務を担保するために、当社が指定する連帯保証人を立てること、その他当社が適当と認める担保を提供しなければならないものとします。お客様が医療機関の開設者である場合、当社は、特段の事情のない限り、当該医療機関の院長（医療法第10条における管理者）を連帯保証人として指定するものとします。

第8条（契約不適合責任）

1. 第3条の規定に従い本商品の引渡しが完了した後6か月以内に、本商品について、引渡しの時点では直ちに発見できない契約不適合（ただし、仕様書に定める品質規格との相違に限るものとし、以下「不具合」といいます。）が発見され、当該不具合が当社の責めに帰すべき事由による場合であって、かつ、お客様が直ちに当該不具合の内容を当社に通知した場合に限り、当社は、本商品を無償で修理し、又は代替物を引き渡すものとします。
2. 当社が前項に定める対応をいずれも行わなかった場合に限り、お客様は、当社に対し、前項に定める対応に代えて、不具合のあった本製品にかかる本契約の解除又は損害賠償を請求することができるものとします。ただし、当社が負うべき賠償責任は、不具合のあった本商品の代金相当額を限度とし、逸失利益、営業損失、第三者への損害賠償、各種違約金、弁護士費用、訴訟費用その他特別の事情から生じた損害は含まれないものとします。

第9条（解除及び期限の利益の喪失）

1. お客様又は当社は、相手方が本契約のいずれかの条項（ただし、第5条に定めるお客様の本商品の代金支払債務を除きます。）に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. お客様又は当社は、相手方（お客様においては、お客様の開設した医療機関を含みます。）に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ①第5条に定める本商品の代金の支払いを遅滞したとき
- ②差押え、仮差押さえ、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- ③支払停止、支払不能状態に陥ったとき
- ④破産、民事再生手続もしくは会社更生手続等々の申し立てを受けたとき、または自ら申し立てたとき
- ⑤合併によらず解散したとき
- ⑥振出しまたは引受けた手形を不渡りとしたとき
- ⑦裏書きもしくは保証した手形または小切手が不渡りとなり、不渡り後2日以内にこれに代わる現金を支払わないとき
- ⑧監督官庁から営業の停止処分、営業の免許、登録の取り消し処分、認可の取消し処分等を受けたとき
- ⑨本契約を継続しがたい背信行為があるとき
- ⑩その他前各号に準じる場合

3. お客様において第1項又は前項の各号のいずれかに該当したときは、お客様は、本契約に基づく当社に対するすべての債務の支払期限の利益を当然に失い、当社は、残債務全額の支払いを請求できるものとします。
4. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第10条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならないものとします。

第11条（合意管轄）

お客様及び当社は、本契約に関連する一切の紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第12条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とします。

第13条（協議）

お客様及び当社は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上解決するものとします。

以上

株式会社フォレスト・ワン

〒274-0825 千葉県船橋市前原西2丁目19-1
津田沼ビート4階

Tel. 047-474-8105 | FAX 047-474-8106
<https://www.forest-one.co.jp/>